F認可等の内容	栃木市妊産婦健康診査扶助費支給の決定
『法令等及び条項	母子保健法 第12条及び第13条 栃木市妊産婦・乳幼児健康診査実施要綱 第16条、第17条
根拠条項	未設定
型 設定等年月日 理 期	平成 年 月 日設定
	平成 年 月 日最終変更
標準処理期間	
根拠条項	栃木市妊産婦・乳幼児健康診査実施要綱 第16条、第17条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定
	令和 4年 3月16日最終変更
	型法令等及び条項 根拠条項 設定等年月日 標準処理期間 根拠条項 参考事項

【基準】

栃木市妊産婦 · 乳幼児健康診査実施要綱抜粋

(健康診査費用の請求及び扶助費支給の申請)

- 第16条 委託医療機関は、毎月15日までに、前月に実施した健康診査の費用について、請求書(別記様式第4号)により市長に請求するものとする。
- 2 市長は、委託医療機関から前項の請求があったときは、その内容を審査し、速やか に当該医療機関に支払うものとする。
- 3 前条第1項ただし書の規定により、扶助費の支給を受けようとする者は、最終の健康診査を受診した日から起算して1年以内に妊産婦健康診査扶助費支給申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 妊婦健康診査
 - ア 健康診査に係る医療機関等の領収書の写し
 - イ 母子健康手帳の妊婦健康診査を受診したことが記載されている部分の写し又は 妊婦健康診査を受診したことを証する書類
 - ウ 妊婦健康診査受診票
 - (2) 産婦健康診査
 - ア 健康診査に係る医療機関等の領収書の写し
 - イ 母子健康手帳の産婦健康診査を受診したことが記載されている部分の写し又は 産婦健康診査を受診したことを証する書類
 - ウ 産婦健康診査受診票
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定して、妊産婦健康診査扶助費支給決定通知書(別記様式第6号)又は妊産婦健康診査扶助費不支給決定通知書(別記様式第7号)により申請者にその旨を通知するもの

とする。

5 市長は、扶助費の支給を決定したときは、申請者に対し速やかに扶助費の支給を行うものとする。

(費用の返還)

第17条 市長は、偽りその他不正の行為により検査費用の支払い又は扶助費の支給を 受けた者があるときは、その者から該当費用の全部又は一部を返還させることができ る。